



■ 相続税における法定相続人の相続分について ■

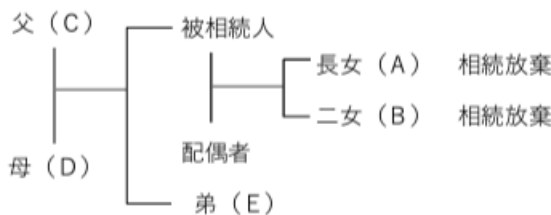
民法第 900 条の法定相続分は、第 901 条（代襲相続人の相続分）とともに同順位の相続人が数人あって共同相続となる場合の各相続人の相続分を定めています。

また、相続税の総額を計算する場合の相続分は、相続税法第 15 条第 2 項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第 900 条及び第 901 条の規定による相続分と規定されています。

相続税法第 15 条第 2 項において養子がある場合には制限があり、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合とされています。

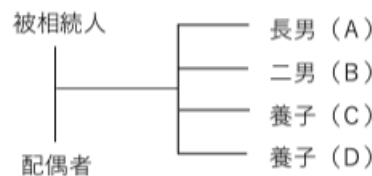
相続税の総額を計算する場合の相続分を確認しましょう。

相続の放棄があった場合の相続分

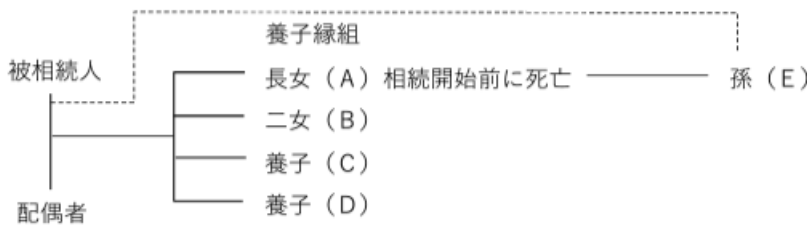


相続税法における法定相続人の相続分は、配偶者：1/2、長女(A)：1/4、二女(B)：1/4 になります。

養子がいる場合の相続分



相続税法における法定相続人の相続分は、配偶者：1/2、長男(A)：1/6、二男(B)：1/6、養子(C)又は養子(D)：1/6 になります。



相続税法における法定相続人の相続分は、配偶者：1/2、二女(B)：1/8、養子(C)又は養子(D)：1/8、孫(E)：2/8（長女の代襲相続分と養子しての相続分の双方を有する）になります。